

# 知的財産権概論 第3回

## 特許権をどのように 取得するのか？

たくみ特許事務所  
弁理士 佐伯 裕子

# 特許権をどのように取得するのか？

2

1. 発明から特許出願まで
2. 特許出願に必要な書類
3. 特許出願の手続
4. 特許出願後に付与される番号
5. 特許出願後の手続(審査)

# 発明から特許出願まで

3

## 1. 発明の具体化



## 2. 従来技術の検討

自分の発表論文も含め、従来技術との差別化

## 3. 特許出願とするか？

実用新案又はノウハウ秘匿の可能性の検討

## 4. 出願時期の検討

**先願主義** : 1日でも早く出願した者が有利となる。

学会発表、論文への投稿＝技術の公開に注意

## 5. 「発明者(自然人)」…特許を受ける権利(§ 29柱、§ 33) と

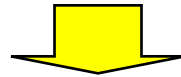
「特許出願人(法人、自然人)」…発明者自身、承継人 の決定

## 6. 代理人の選定

在外者: 特許管理人(§ 8)、未成年者: 法定代理人(§ 7)

# 明細書作成までの検討手順

開発目的(研究テーマ)の明確化



先行技術調査

自分の発表論文・関連出願の抽出



本発明の客観的な把握・見直し  
(具体的な製品のイメージ)



実施例、適用例の追加

(論文、学会発表を見た当業者が思いつきそうな例)



完成明細書

# 特許出願に必要な書類

(工業所有権情報研修館  
研修用テキストより)

<p><b>特許印紙</b></p> <p>【書類名】特許願</p> <p>発明者や出願人等を記載します。</p>	<p>【書類名】明細書</p> <p>発明の内容を記載します。</p>	<p>【書類名】特許請求の範囲</p> <p>求める権利の範囲を記載します</p>	<p>【書類名】要約書</p> <p>発明全体のポイントを簡潔に記載します。 (公開特許公報への掲載のみを目的)</p>	<p>【書類名】図面</p> <p>発明の内容理解に役立つ図面を記載します。</p>
---	-------------------------------------	---	--	--



# 出願明細書に書くべきこと

## 論文

論文を読んだ研究者がすぐに思いつくこと、試してみようとする事

実験データから確実にいえること

実験データ

## 出願明細書

当業者が実験データに基づいて容易に実施できること

実験データから確実にいえること

実験データ

# 特許出願の手続

7

## 1. 紙出願と電子出願

### (1) 書面による出願

- 特許庁出願課窓口提出又は郵送(書留、簡易書留郵便、特定記録郵便)
- 書面の電子化手数料(基本料金1,200円+700×枚数 円)

### (2) 電子出願

- インターネット出願ソフトのインストール
- 電子証明書(有料)の取得

## 2. 特許出願後に付与される番号

(1) 出願番号: 暦年別に1番から (例) 特願2015-001234号

(2) 公開番号: 出願後1年6月暦年別1番から (例) 特開2015-000123号

(3) 特許番号: 登録時に付与。明治18年の特許第1号からの連続番号  
(例) 特許第5678901号

# 特許出願後の手続(審査)

8

## 1. 方式審査 出願公開(1年6ヶ月)準備

手続の瑕疵→手続きの補正命令(§ 17-3)→手続の却下(§ 18)

## 2. 実体審査

・審査官による審査←特許庁長官(§ 47)

・「**審査請求**」があつてはじまる …第3者からの請求も可能

・出願から**3年以内**  「**みなし取り下げ**」

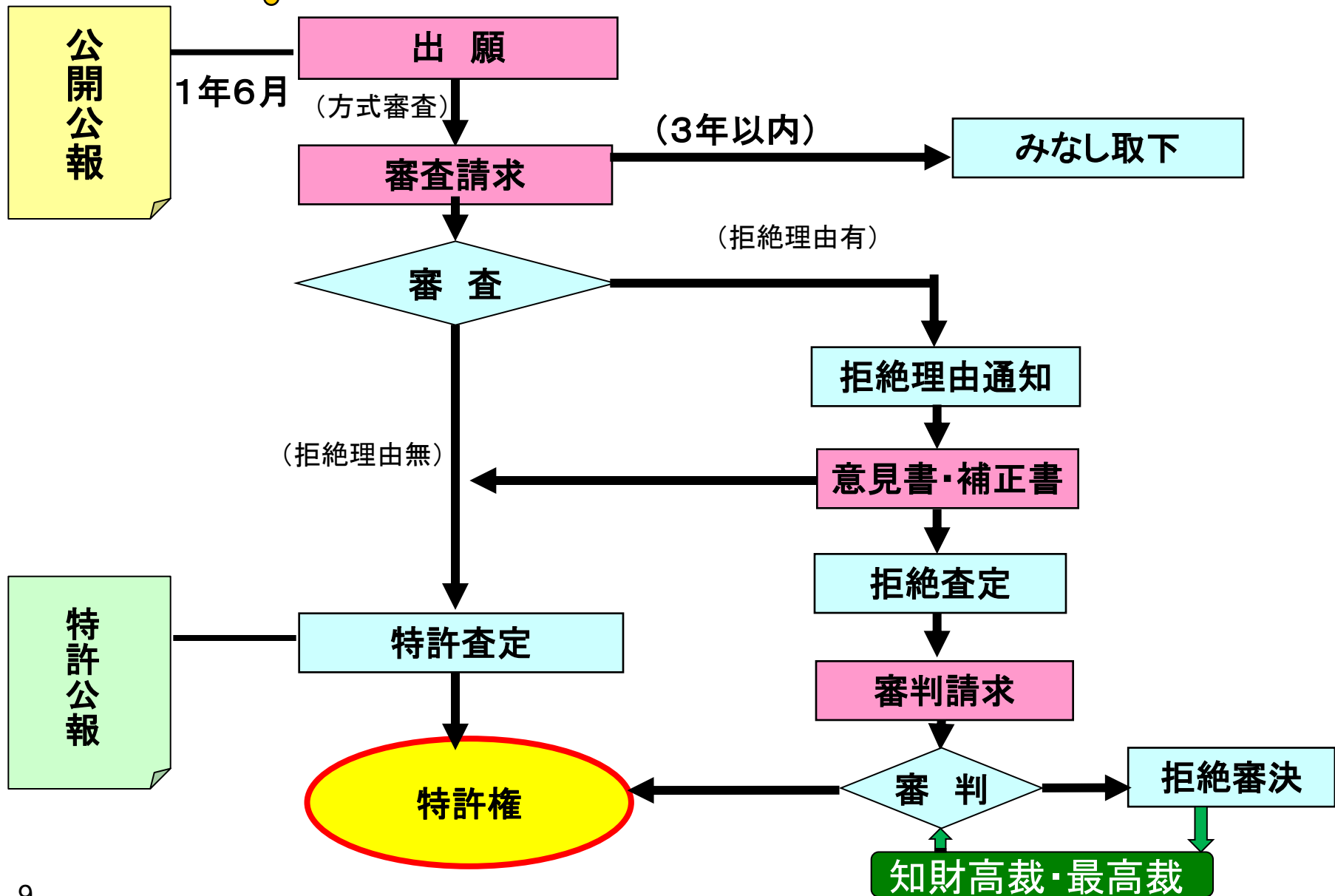
・拒絶理由の通知(§ 50) …意見書・補正書の提出

・拒絶査定(§ 49)  **特許を受けるための条件**

・特許査定(§ 51) 「審査官は、拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の決定をしなければならない。」



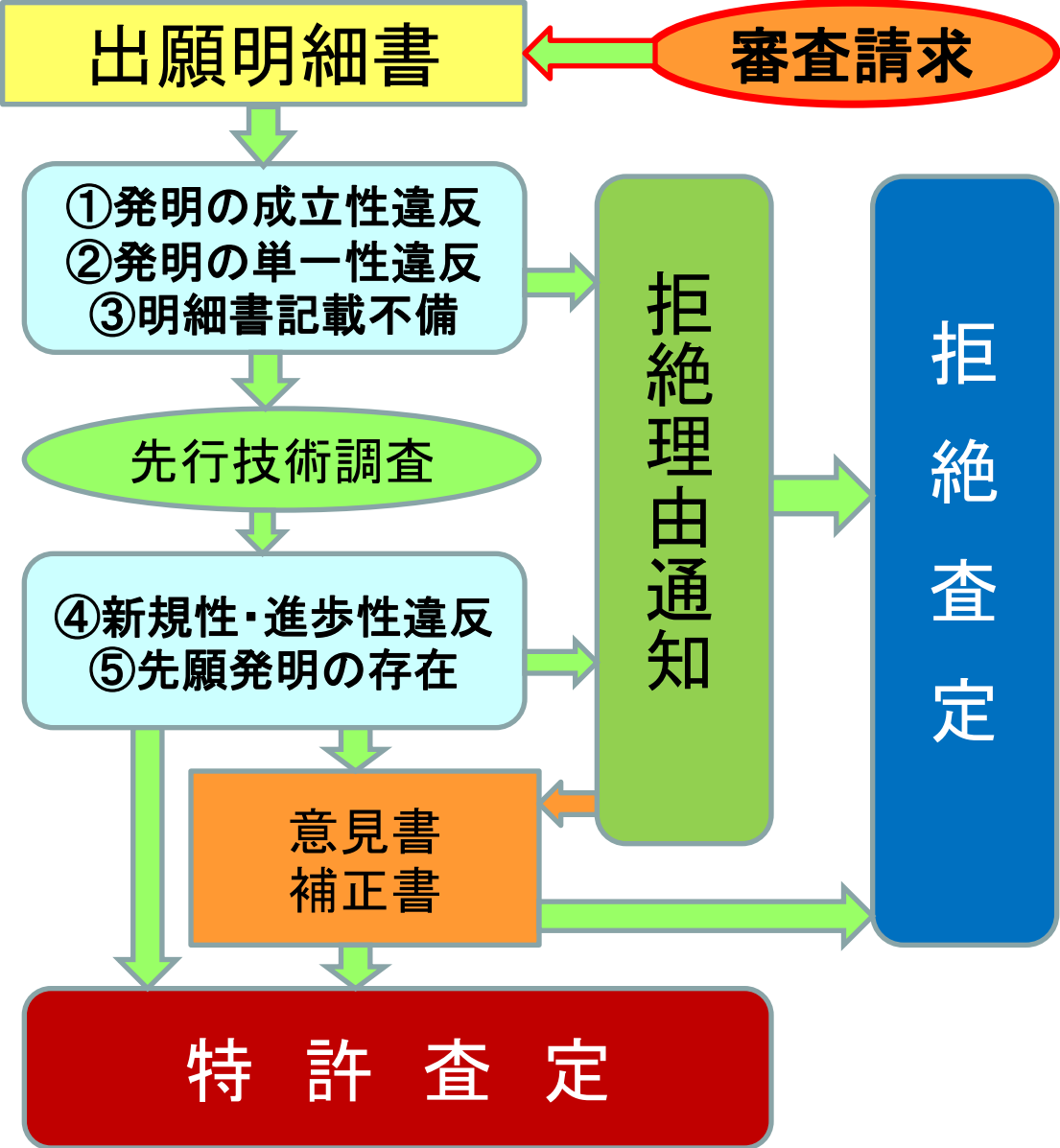
# 特許出願から特許権まで



## 主な拒絶理由

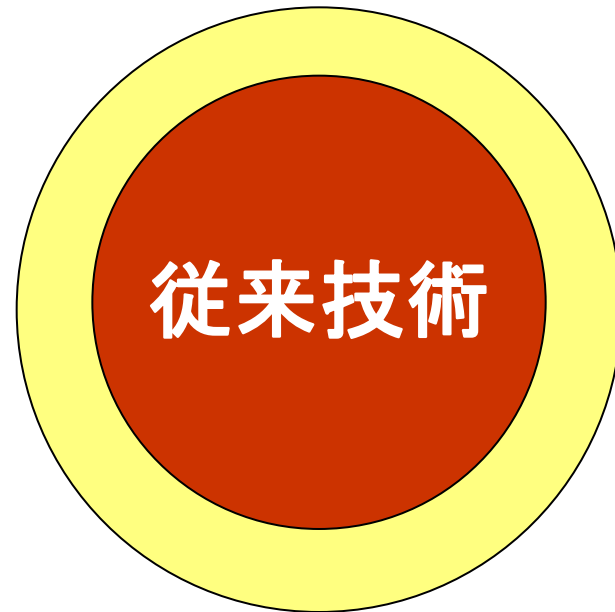
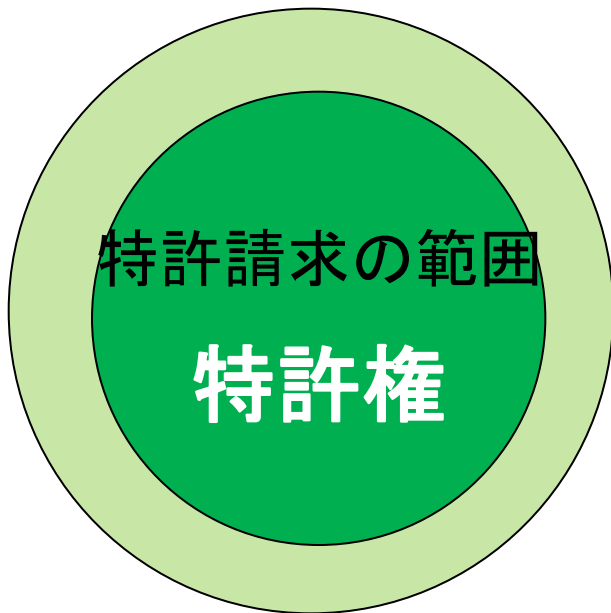
- ① 産業上利用できる発明ではない  
§ 29-1 柱書
- ② 発明の単一性を満たさない  
§ 37
- ③ 新規性がない  
§ 29-1-1, 2, 3
- ④ 進歩性がない  
§ 29-2
- ⑤ 先願がある  
§ 39 § 29の2
- ⑥ 明細書の記載に不備がある  
§ 36-4-1, 6-1, 2

# 審査官による実体審査

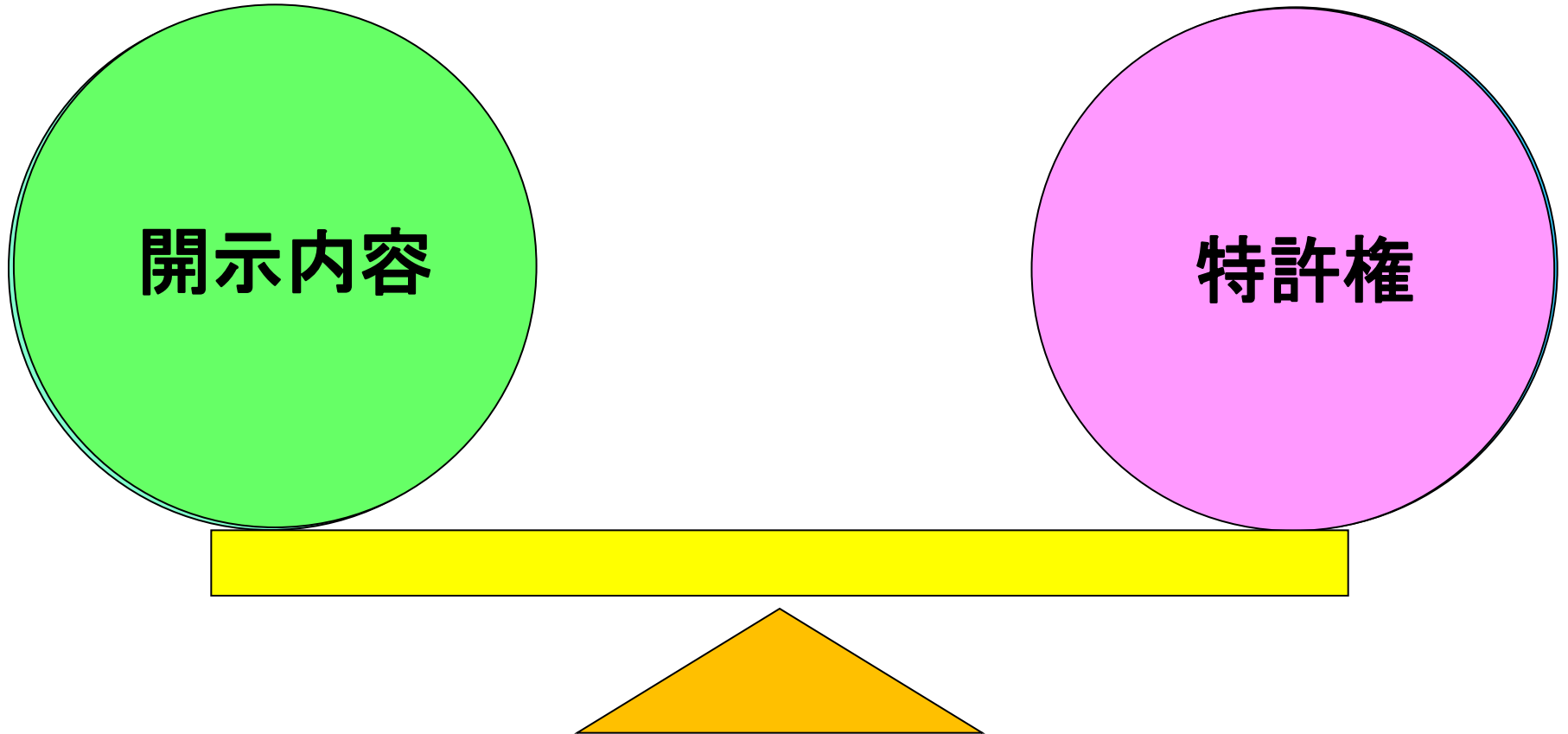


# 従来技術と特許権

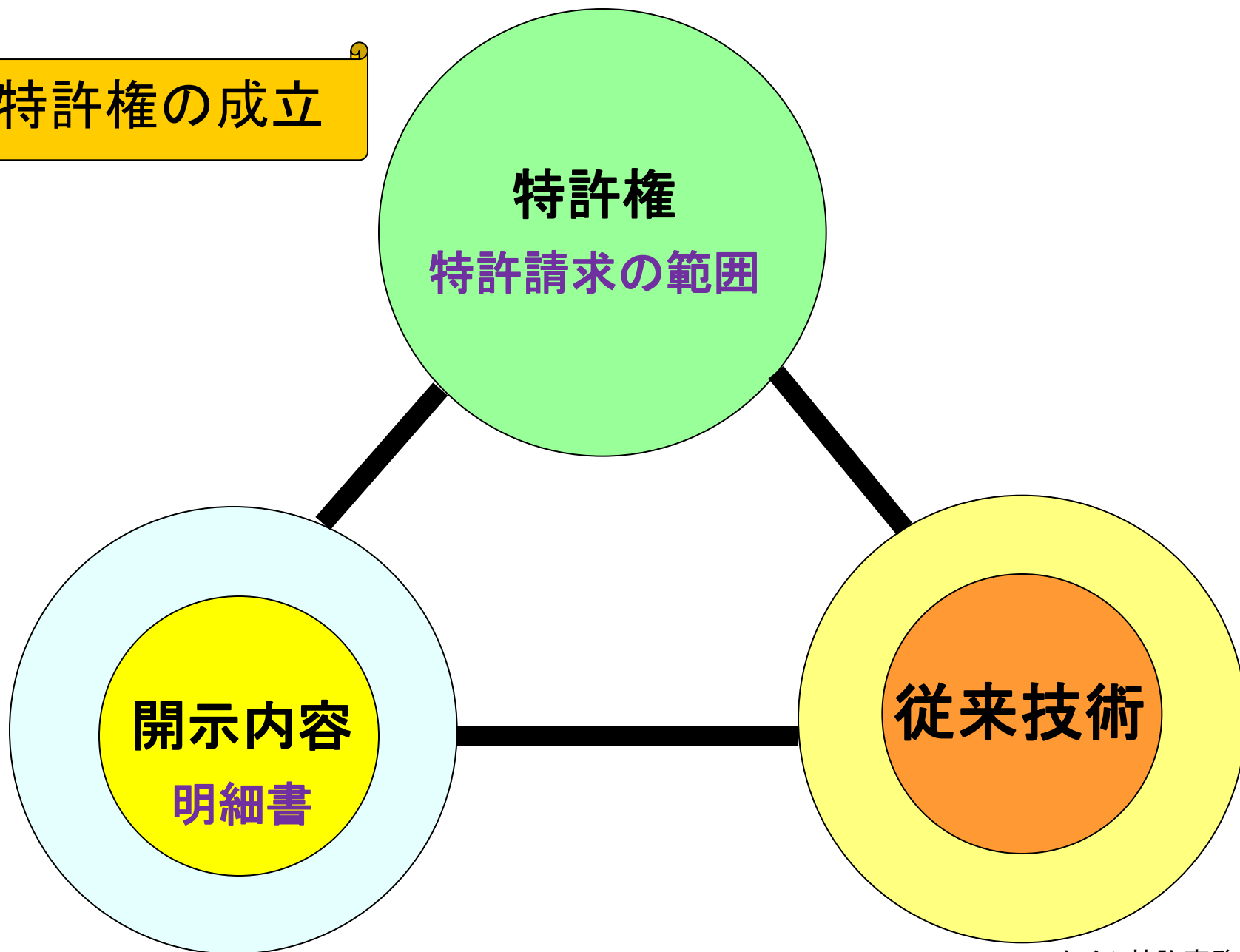
従来技術とその広がり＝新規性・進歩性



# 明細書の開示と特許権



# 特許権の成立



# 今日のポイント

15

## 1. 発明から特許出願まで

**先願主義**: 1日でも早い出願が有利


## 2. 特許出願に必要な書類

願書・明細書・特許請求の範囲

## 3. 特許出願後の手続

「**審査請求**」によって「**実体審査**」が始まる

・・・出願後3年経過で「**みなし取下**」

 **出願請求**をしないと特許が取得できない